

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和 3 年 6 月 11 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和 4 年 3 月 9 日付けで山形県知事から通知があった。

令和 4 年 3 月 29 日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
高年齢者支援課	<p>19 地域医療介護総合確保基金（介護分）</p> <p>① 地域密着型介護施設等整備交付金及び介護施設等開設準備交付金に係る仕入控除税額の確認について</p> <p>当基金の充当事業である「地域密着型介護施設等整備交付金」及び「介護施設等開設準備交付金」において、交付要綱で報告を求める仕入控除税額に関する報告が未了の事業者が存在した。</p> <p>県は、返還金額の有無にかかわらず、補助対象事業者より漏れなく報告が上がっているかを確認・管理していく必要がある。</p>	<p>令和 3 年度中に仕入控除税額が確定した補助対象事業者について、間接補助者（所在市町村）を通じて令和 3 年 7 月までに「仕入控除税額報告書」の提出が完了。当該報告により生じた交付金の一部返還額については、間接補助者から令和 3 年 10 月に納入された。</p> <p>引き続き、補助対象事業者ごと「仕入控除税額報告書」の管理を行い、未提出の場合は、間接補助者に対し、県への報告を求めている。</p>
森林ノミクス推進課	<p>16 森林整備促進・林業等再生基金</p> <p>① 貸付先の財務状況の確認について</p> <p>当基金の充当事業である「木質バイオマス利用施設への資金貸付」において、県は、金銭消費貸借契約書で貸付先が県に提出することを定めている貸付先の財務状況を示す書類を入手していなかった。</p> <p>県は、当該書類を定期的に入手し、今後の回収可能性に問題がないか、検討するべきである。</p>	<p>令和 2 年度は貸付先に対し決算資料の提出を求め、提出を受けた。</p> <p>今後も、決算資料取りまとめ後、速やかに県に提出するよう指導を行っていく。また、提出状況について複数人で確認するとともに、回収可能性についての検討を行う。</p>